

覚書

環境省水・大気環境局大気環境課（以下、甲という。）と長野県環境保全研究所（以下、乙という。）は、八方尾根酸性雨測定所屋上における積雪・融雪及び植物観察用定点カメラの設置について、以下の事項に関して了承した。

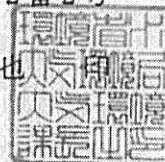
なお、定点カメラは長野県環境保全研究所が高山帯の生態系調に必要な積雪・融雪及び植物のリアルタイムの状況をリモート観察による把握が可能となるよう設置するものである。

1. 設置場所 長野県北安曇郡白馬村大字北城4487-227八方尾根国設酸性雨測定所屋上
(配置図は別紙1、位置図は別紙2のとおり)
2. 設置期間 平成30年12月1日～平成40年9月30日
3. 設置者 長野県環境保全研究所
4. 設置目的 高山帯の雪解け時期および生物季節の撮影・把握のため
5. 事業概要 高山帯の生態系の気候変動影響を把握するため、定点カメラを設置し山岳地の積雪や融雪の状況および植物の展葉や紅葉の時期を長期的にモニタリングするものである。
6. 事業効果 定点カメラを設置することにより、リモートでリアルタイムに高山の状況を把握および記録することが可能となる。また、リアルタイムで状況把握を行うことができるため、適期に詳細調査等を実施することができる。
7. その他 定点カメラの設置・運用・撤去等に当たっては、次のことに配慮すること。
 - ・測定所以外の測定機器に影響を与えないこと
 - ・事業終了後は乙が速やかに原状復帰を行う
 - ・電気使用に伴う電気料金については乙が負担する
 - ・設置に際して乙から使用料は徴収しない
 - ・設置したものの保守に関して甲は一切の費用を負担しない
 - ・乙は甲に対し毎年度末に使用状況報告を行う
 - ・その他、本覚書の内容に変更が生じる場合は速やかに甲に協議する

以上を了承した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

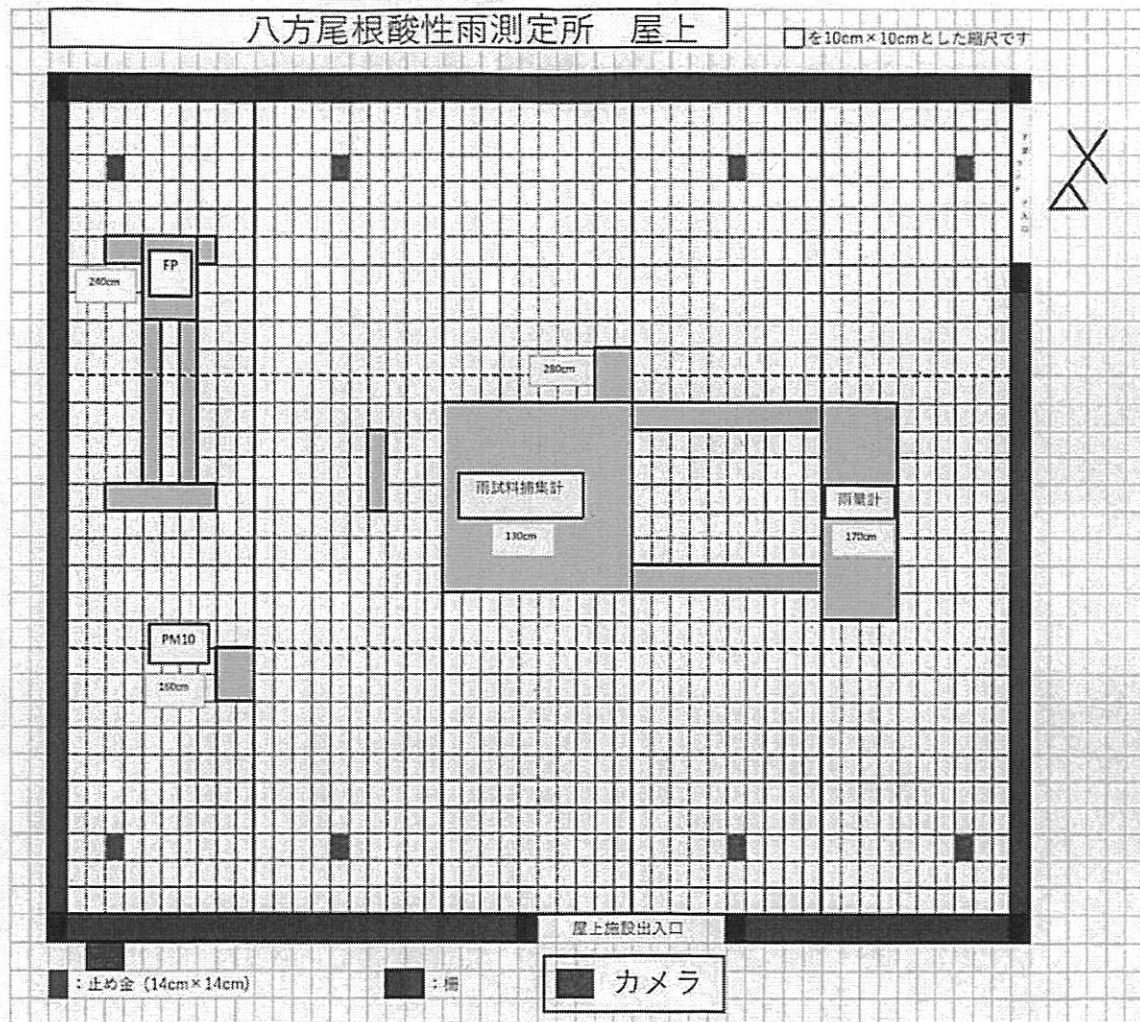
平成30年11月30日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
環境省水・大気環境局
大気環境課長 高澤哲也

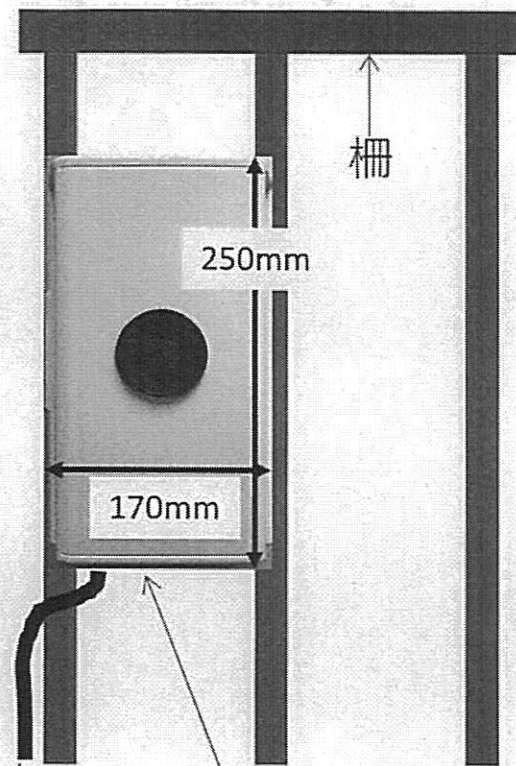


乙 長野県長野市北郷2054-120
長野県環境保全研究所
所長 波羅雅文





設置イメージ



カメラ用ハウジング
(中にインターバル
カメラを固定)

電源用ケーブル